

「特定行為に係る看護師の研修制度」についての学会としての考え方

公益社団法人 日本麻酔科学会
理事長 山蔭道明

日本麻酔科学会（以下、本学会）は、安全で質の高い麻酔科領域の医療を提供することにより、患者の治療と人々の健康増進への貢献を目指しています。

麻酔科医は手術室の中で麻酔管理を行うだけでなく、術前の患者診察、病棟での術後疼痛管理、救急・集中治療における重症患者管理、ペインクリニック、緩和ケアなど手術室以外でも安全と質の向上のために多岐にわたる業務を行っています。さらに各診療科から麻酔管理を依頼される手術と検査が増えていることもあり、麻酔科医のマンパワー不足は深刻な問題となっています。本学会の会員数は年々増加し2021年3月の時点で約13000人となりましたが、2019年度に報告された一般社団法人日本病院会「勤務医不足と医師の働き方に関するアンケート調査」で、麻酔科が不足していると答えた病院は42%にのぼり、充足されたと言える状況にはありません。

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」が2021年5月28日に公布され、「医師の時間外労働規制」が2024年4月より適用開始されます。本学会は麻酔科医が不足している中、周術期医療を安全かつ効率的に提供できる体制を作るためには医師以外も含めた周術期チームによる術前・術中・術後管理が有効であると考え、2014年から関係学会の協力も得て、周術期管理チームの設立を推進してきました。特定行為研修を修了した看護師へのタスクシフトもその一環と考え、本学会においても「術中麻酔管理領域パッケージ」の研修を開始しています。このような研修の成果が周術期管理に生かされることは患者にとっても周術期に関わる医療者にとっても多大な利益を生むと考えています。しかしながら、特定行為に定められた医行為は術中麻酔管理のごく一部でしかないことから、「術中麻酔管理領域」のパッケージ研修であっても術中麻酔管理すべてを担う研修にはなりません。また研修を修了しただけでは、国民・患者が望む安全で質の高い麻酔管理や周術期管理を実践することはできません。

本学会は特定行為研修修了看護師が、術中麻酔管理の一部の医行為だけでなく、十分な能力を有する周術期チームの一員として活躍できるように、特定行為研修を推進します。さらに特定行為研修を修了した看護師に、周術期全般に関する教育を永続的に行うことが必要であると考えております。そのために特定行為研修を修了した看護師の働き方に関する安全管理指針を作成し、継続性のある質の高い周術期医療の提供を厚生労働省と相談しながら進めています。さらに、医師会・外科系学会・看護協会をはじめ関係団体とも連携してまいります。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。